

氏 名	奥 田 郁 夫 おおくだいくお
学位の種類	農 学 博 士
学位記番号	農 博 第 524 号
学位授与の日付	昭 和 62 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	農学研究科農林経済学専攻
学位論文題目	農業労働災害とその補償制度に関する研究

(主 査)  
論文調査委員 教授 坂本 慶一 教授 三好 正喜 教授 亀谷 昶

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、農業労働災害の中で最も問題となっている農業機械事故と農薬中毒事故の実態を明らかにするとともに、それに対応する農業労働災害補償制度の現状を検討し、その制度的あり方を見いだそうとしたものである。

序章において、農業労働災害の重要性とその補償制度の完備の必要性を説いたのち、第1章では、農業機械事故の社会経済的背景、事故の実態およびその諸対策について考究している。

まず、農業機械事故の発生が、年齢別・男女別・曜日別事故発生件数の推移からみて、農家の兼業化の進行と密接に関連していることを明らかにしたうえで、福井県上中町の実態調査に基づいて、農業機械事故の特徴を探り出している。

ついで著者は、農業機械事故についての国の対策のうちで、特に農業機械安全鑑定制度を検討し、これに関連して農業機械メーカーの安全設計の問題、作業者の側ならびに作業環境の面からの安全対策について、それぞれ検討を加えている。そしてさらに、上記の各側面から農業機械事故を減少させる具体的な方策を提示している。

第2章では、農薬の普及と農産物の規格化との関係、農薬中毒事故の実態とその対策について論じている。

わが国では、1970年までは残留毒性の強い農薬が使われていたが、1971年に、そうした農薬の使用が禁止され、代って低毒性のものが使われるようになった。ところがそのために、かえって農薬の散布量が増加し、農薬中毒の危険性は排除されていない。著者は農家の農薬への依存度の高さが何に原因するのかを追究し、結局、農産物の規格化の進展に原因があることを、温州ミカンについて確認している。

温州ミカンの病虫害果の出荷規格はすでに大正年間に行われていたが、時代とともにこうした規格化がますます厳しくなり、特に1975年ごろからは、産地間競争の激化とともに、この傾向が一段と強化された。それにつれてミカン農家における農薬散布回数が増加し、農薬費もまた上昇するようになった。

農薬中毒事故は、厚生省によれば1970年代以降は減少しているが、全国農協中央会の調査では農薬散布従事者中4人に1人が何らかの被害を訴えている。このギャップを解明するために、著者は三重県木曾岬村で実態調査を行い、厚生省の調査では医師によって農薬中毒が特定された者に限られていることを確かめ、この点にギャップの原因を見いだしている。

農薬中毒事故の対策としては、防具および散布技術の改善、特に総合防除対制の確立、適期防除による省農薬化の推進が重要であるとしている。

第3章では、現行の農業労働災害対策を検討し、それを踏まえて実態に即した農業労働災害補償制度の改善について論じている。

農業労働災害補償制度には、国による労働災害補償制度と地方自治体によるものがある。後者については上中町を事例として取り上げつつ、二つの制度の長短について比較検討している。

国の労災保険は補償水準は高いが、加入資格や給付対象が限定されている。これにたいして、上中町の農業者労働災害共済制度では、加入資格・給付対象はかなり広く設定されているが、補償水準は低い。それゆえ、両制度の長短を相補うことに重点を置いて、市町村・府県・国の各レベルでの全国的規模の農業労働災害制度として一本化することが望ましい。

## 論文審査の結果の要旨

農業機械事故と農薬中毒事故は、わが国における最も重要な農業労働災害として従来から注目されているにもかかわらず、その実態については、全国的統計資料が欠落していることもあって、まだ明確にされていない。実態が明確でなければ、それへの対策も適正を欠くことになるし、農業労働災害補償制度の適否についても正しく判断することができない。

本論文は、今日の農業問題研究で比較的等閑にされている上記の課題を追究したものである。ここに本論文のユニークな視点が見いだせるが、さらに、評価すべき諸点をあげれば、以下のとおりである。

1. 著者は農業機械事故発生の社会経済的要因を探究し、それが農家の兼業化と深くかかわっていることを明らかにしている。この点は従来から一般に言われていたところであるが、著者は実態調査によってそれを確認している。

2. 国の農業機械安全鑑定制度を詳しく検討し、それと関連させながら農業機械メーカーの安全対策をも検討し、それらの問題点を明らかにすることによって、総合的な農業機械事故防止対策を提案している。

3. 農家の農薬への依存度と、農協による農産物の出荷規格化との関係を温州ミカンについて調査し、両者の間に密接な関係があることを明らかにしている。

4. 1970年代以降、農薬中毒事故は減少しつつあるとする厚生省統計に疑問を抱き、実態調査によってその問題点、すなわち医師の診断によってのみ農薬中毒者を認定する方式が、実際よりも事故発生件数を少なくしていることを突き止め、すすんで農薬中毒事故防止の諸対策を提示している。

5. 現行の農業労働災害補償制度を、国によるものと地方自治体によるものとの比較によって検討したうえ、それぞれの長短を相補うような全国的規模の新しい農業労働災害補償制度の創設を提案している。

以上のように本論文は、農業機械事故と農薬中毒事故の両面から、農業労働災害の実態を解明し、その防止策を提案したうえで、さらに、実態に即した農業労働災害補償制度の改善を提唱したものであって、農業経済学の発展ならびに農業労働災害の防止と補償の実際に寄与するところが大きい。

よって、本論文は農学博士の学位論文として価値あるものと認める。

なお、昭和62年10月23日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、農学博士の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。